

石巻市監査委員告示第4号

平成29年3月28日付け石巻市監査委員告示第2号で公表した建設部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成29年5月2日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 渡 辺 拓 朗

石巻市監査委員 柴山耕一 殿
石巻市監査委員 矢川昌宏 殿
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成29年3月28日付け石監第19号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>建設部道路課</p> <p>【支出事務】</p> <p>1 補助金交付事務について</p> <p>石巻市私道等整備補助金に係る事務において、補助金交付決定に係る回議書へ実績報告書の受理等の処理状況が追記されていなかったほか、補助金の額の確定及び補助事業者への補助金交付額確定通知書発送の事務が行われていなかった。</p> <p>補助事業の場合、額の確定は市の最終確認行為であり、いかなる事情があっても必要なものであるため、石巻市私道等整備補助金交付要綱に基づき適正に処理すること。</p>	<p>建設部道路課</p> <p>【支出事務】</p> <p>1 補助金交付事務について</p> <p>石巻市私道等整備補助金に係る事務においては、従来、手順書により業務の手順を確認しながら適正に事務処理を図ってまいりました。</p> <p>しかし、今回、震災復興等の業務が山積した中での事務執行でもあったことから、業務関係書類の確認等を怠り、指摘のとおり不適正な事務処理となっていました。</p> <p>今後は、補助金交付決定事務のほか、補助金の額の確定事務も適正に行い、発議時に事業関係書類の一式を添付し、事務処理状況の的確な把握ができるよう、回議を受ける全ての者が事業の手順書により確認を行い、再発防止に努めてまいります。</p>